住所　滋賀県大津市比叡平１丁目17番22号
ロベルト・レスター・ラッタ　昭和20年１月27日生
住所　東京都練馬区高野台４丁目３番１―305号
李麗麗　昭和57年10月28日生
住所　東京都中央区新川２丁目27番４―1401号
高慶潤　昭和55年４月２日生
住所　福岡県糟屋郡宇美町桜原１丁目29番16号
杜継偉　昭和60年７月13日生
住所　東京都杉並区荻窪２丁目38番８号
金睦子　昭和53年１月２日生
住所　静岡県伊豆の国市天野204番地
セシール・デ・グズマン・イノウエ　昭和49年12月11日生
アビゲイル・デ・グズマン・イノウエ　平成６年５月17日生
フランシス・デ・グズマン・イノウエ　平成７年４月21日生
住所　静岡県御殿場市川島田66番地19
オルガ・ビオレタ・ヨコタ・ナバロ　昭和44年９月26日生
コウジ・フェルナンド・メドラノ・ヨコタ　平成６年12月30日生
アキオ・ダニエル・メドラノ・ヨコタ　平成９年９月22日生

○文部科学省告示第百六十号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十条第一号の規定に基づき、外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件（昭和五十六年文部省告示第百五十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十二月十八日

文部科学大臣　下村　博文

別表第二エスコーラ・パラレロ各種学校（名称変更前のエスコーラ・パラレロ　太田校を含む。）の項の次に次のように加える。

伯人学校イーエーエス太田（名称変更前のコレージオ・ピタゴラス・ブラジル　太田校を含む。）	群馬県	平成十八年二月六日以降に当該課程を修了した者に限る。

別表第二コレージオ・ピタゴラス・ブラジル　太田校の項を削り、同表東京韓国学校中・高等部（名称変更前の東京韓国学校を含む。）の項の次に次のように加える。

東京国際フランス学園（名称変更前のリセ・フランコ・ジャポネ・ド・トウキョウ及びリセ・フランコ・ジャポネ・ド・東京　柳北校を含む。）	東京都	

別表第二リセ・フランコ・ジャポネ・ド・東京　柳北校（名称変更前のリセ・フランコ・ジャポネ・ド・トウキョウを含む。）の項、セントロ・エドカショナル・ノヴォ・ダマスコの項及びコレージオ・ピタゴラス・ブラジル　浜松校の項を削り、同表伯人学校イーエーエス浜松（名称変更前のエスコーラ・アレグリア・デ・サベール　浜松校を含む。）の項の次に次のように加える。

ムンド・デ・アレグリア学校（ブラジル課程に限る。）	静岡県	平成二十五年一月三十一日以降に当該課程を修了した者に限る。
住所　東京都世田谷区奥沢３丁目20番７号 金眞巳子　平成６年２月23日生		
住所　東京都江東区木場２丁目１番３―1013号 朴成枝　昭和38年12月17日生		
住所　岐阜県大垣市三木木４丁目９番地 林大成　昭和50年11月26日生		
住所　東京都杉並区今川４丁目７番11号 韓明世　昭和30年３月16日生		

○財務省告示第三百九十七号

関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第三十条第三項の規定に基づき税関官署を指定する件（平成二十一年二月財務省告示第三十二号）の一部を次のように改正し、平成二十五年十二月二十日から適用する。

平成二十五年十二月十八日

財務大臣　麻生　太郎

第二十五号を第二十六号とし、第二十一号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、第二十号の次に次の一号を加える。

二十一　長崎税関三池税関支署久留米出張所

別表第二コレージオ・ドン・ボスコの項及びコレージオ・ピタゴラス・ブラジル　愛知校の項を削り、同表備考の表エスコーラ・パラレロ　伊那校の項の次に次のように加える。

セントロ・エドカショナル・ノヴォ・ダマスコ	長野県	平成二十四年三月十四日までに当該課程を修了した者に限る。

別表第二備考の表エスコーラ・ニッポ・ブラジレイラの項の次に次のように加える。

コレージオ・ピタゴラス・ブラジル　浜松校	静岡県	平成十八年二月六日から平成二十四年五月八日までの間に当該課程を修了した者に限る。

別表第二備考の表コレージオ・アウレオの項の次に次のように加える。

コレージオ・ドン・ボスコ	愛知県	平成十八年二月六日から平成二十三年三月十一日までの間に当該課程を修了した者に限る。
コレージオ・ピタゴラス・ブラジル　愛知校	愛知県	平成十八年二月六日から平成二十四年五月八日までの間に当該課程を修了した者に限る。

別表第三ムンド・デ・アレグリア学校（ペルー共和国の学校の課程と同等の課程に限る。）の項中「ペルー共和国の学校の課程と同等の課程」を「ペルー課程」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、別表第二東京韓国学校中・高等部（名称変更前の東京韓国学校を含む。）の項の次に次のように加える改正規定及び同表リセ・フランコ・ジャポネ・ド・東京　柳北校（名称変更前のリセ・フランコ・ジャポネ・ド・トウキョウを含む。）の項を削る改正規定は、平成二十四年八月一日から適用する。

○厚生労働省告示第三百七十六号

次に掲げる組換えＤＮＡ技術によって得られた生物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第１Ａ第二款に規定する安全性審査の手続を経たので、組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三条第四項の規定により公表する。

平成二十五年十二月十八日

厚生労働大臣　田村　憲久

組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物

品種又は品目	名称	申請者
わた	除草剤グリホサート耐性ワタＧＨＢ614系統除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抗性ワタＴ304―40系統並びに除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタＧＨＢ119系統を掛け合わせた品種	バイエルクロップサイエンス株式会社
わた	除草剤グリホサート耐性ワタＧＨＢ614系統並びに除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタＴ304―40系統を掛け合わせた品種	バイエルクロップサイエンス株式会社
わた	除草剤グリホサート耐性ワタＧＨＢ614系統並びに除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタＧＨＢ119系統を掛け合わせた品種	バイエルクロップサイエンス株式会社
わた	除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタＴ304―40系統並びに除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタＧＨＢ119系統を掛け合わせた品種	バイエルクロップサイエンス株式会社